

堺市消費生活審議会あっせん事案について

平成30年2月16日付け堺消生セ第1088号付託事案

「FX（外国為替証拠金取引）ノウハウコンサルティング契約に関するあっせん事案」

消費生活審議会への付託案件概要

相談者 21歳 男性 アルバイト
相談受付日 平成29年10月10日
商品名 FX（外国為替証拠金取引）ノウハウコンサルティング契約
契約額 49万8千円
契約日 平成29年9月29日

[相談概要]

平成29年9月29日 中学時代の友人からFXの投資ビジネスがある。自分はずでに参加している。話を聞きに行こうと誘われて、大阪市内のホテルの喫茶店に出かけた。そこに、会社の人がひとり来られた。その人からタブレットを見せられてFXの仕組みを聞いた。その人は、FXの仕組みは自分もよくわからないと言っていたが、参加するとLINEのグループに招待もされ、担当トレーダーからのサポートもあると説明された。

コースは2つあるが、このシステムを紹介すると15%の紹介料が入る販売代理店契約を勧められた。金額は498000円。お金がないならサラ金でも借りられる。勤めている会社名を貸すこともできると言われた。また、この契約はクーリング・オフができないと説明された。

契約書に署名し、印鑑はなかったので拇印を押した。1000円を内金として払い、残金は、サラ金2社で借りて指定の口座に振り込んだ。その後、ダウンロードはしたが、10分から15分の動画でFX口座の作り方などよくわからず、口座は作っていない。LINEの内容は、毎月の報告や損切りの方法など。家族から反対されたので解約したい。

(最初の相談は同日ではありますが、相談者のお父さんからで、相談者はSNSで知り合った人2人に既にこのシステムを紹介し、15万円のコミッションを受け取っている。契約金は戻ってこなくていいので、あとくされなく解約できればいいと言われていたのですが、2人を誘ったというのは親に被害額を少なく見せるための嘘とわかり、勧誘者になっていないのなら、戦いお金を取り戻したいと変更された。)

[処理状況]

1. 平成29年10月10日堺市立消費生活センター（以下「センター」という。）において、契約に至った経緯書を書いていただき、事業者に発送した。
2. 平成29年10月13日センターから事業者に架電。回答を聞く。退会は受け付けた。しかしお金は返せない。理由は、契約書にクーリング・オフはできないと確認して契約している。すでに情報も受け取っている。アドバイス通りにやって稼げなかった場合は返金する。しかし、未だ返金の申し出はない。契約書面は、弁護士に見てもらっている。との主張。

センターとしては、喫茶店での契約であり、投資の話は聞いていたが、契約内容まで聞いていたわけではない。特定商取引法の訪問販売に該当する。

さらに紹介料となれば連鎖販売取引でもある。概要書面もなく書面不交付、書面不備、クーリング・オフはできる。

- ・担当トレーダーや投資の助言については金融商品取引業としての登録も必要ではないか。
- ・サラ金でお金を借りることを強要している。

3. 平成 29 年 10 月 20 日 センターから架電するも、社長は、返せないと言っている。

4. 平成 29 年 10 月 24 日 センターから架電

当市の顧問弁護士に相談したが、クーリング・オフ適用と言っている。

返金してほしい。当市には、センターであっせん不調になった場合、堺市消費生活審議会があり、そちらでの交渉することになる。また、相談者は、訴訟も検討している。それでも返せないのか。

社長はクーリング・オフは認めない。返金もできないと言っている。

[相談者の意向]

契約を解約し、支払った金額を返金してほしい。